

ガス小売供給約款の一部改定について

平素より弊社のガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
弊社は、種々のコスト上昇に伴い、2025 年 6 月 1 日に「ガス小売供給約款」の一部を改定し、2025 年 6 月発行分からガス料金等の払込票の有料化を実施いたします。

お客様にはご負担をお掛けし大変恐縮ではございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■ 改定の内容

29. 料金の払込み

お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書等により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。なお、お客さまが料金を払込みにより支払われる場合は、払込発行手数料として、原則、払込票の発行に係る費用に相当する金額をご負担いただきます。

- ① 当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）
- ② 当社の本社等

<対象のお客さま>

払込票にてガス料金等をお支払いのお客さまが対象となります。

<有料化の内容>

220 円/通（税込）の発行手数料をご負担いただきます。

<有料化の開始時期>

2025 年 6 月の発行分から有料化とさせていただきます。

★お問い合わせ先

福島ガス株式会社

〒960-8066 福島市矢剣町 4-35

電話番号：024-534-2176（代表）

受付時間：8:30～17:00（土・日・祝祭日を除く）